

日本銀行金融研究局編集

東京大学名誉教授
経済学博士

土屋 喬雄 監修

日本金融史資料

昭和統編 第十卷

日本銀行調査資料(四)

大蔵省印刷局発行

日本金融史資料 昭和続編 第7巻～第15巻

- 第7巻 日本銀行調査資料(1) 経 済 一 般
- 第8巻 日本銀行調査資料(2) 金融(その1) 通貨・金融情勢
- 第9巻 日本銀行調査資料(3) 金融(その2) 金融政策
- 第10巻 日本銀行調査資料(4) 金融(その3) 金融制度(上)
- 第11巻 日本銀行調査資料(5) 金融(その4) 金融制度(下)
- 第12巻 日本銀行調査資料(6) 財 政
- 第13巻 日本銀行調査資料(7) 貿易・為替・国際金融(その1)
- 第14巻 日本銀行調査資料(8) 貿易・為替・国際金融(その2)
産業・物価等(その1)
- 第15巻 日本銀行調査資料(9) 産業・物価等(その2)
-

日本金融史資料 昭和続編 第10巻

定 価 ￥8,200

昭和56年6月30日発行

編 者 日 本 銀 行 金 融 研 究 局

東京都中央区日本橋本石町2-2-1

印刷兼
発行者 大 蔵 省 印 刷 局

東京都港区虎ノ門2-2-4

「日本銀行調査資料(四)」解題

土 屋 喬 雄

はしがき

本第十巻および次巻は、「日本銀行調査資料」のうちの「金融制度」に関する資料を収録したものであり、それぞれの巻を「金融制度(上)」および「金融制度(下)」とした。

「金融制度」関係資料の収録に当っては、資料内容によって次の六区分に分類し、上・下各巻に次のように配分した。

資料区分

収録巻名

「金融制度一般」

金融制度(上)

「日本銀行」

〃

「外国中央銀行」

〃

「銀行」

金融制度(下)

「中小企業・農林漁業・政府金融機関」

〃

「証券・短資・保険」

〃

本第十巻「金融制度(上)」に収録した資料は一四編であり、すべて日本銀行調査局作成資料である。収録資料の数が少ないのは、ページ数の多いものや細目資料を集大成したものを掲載したためである。

右の資料区分のうちでとくに「外国中央銀行」関係資料として四編を収

「日本銀行調査資料(四)」解題

録したのは次の理由による。すなわち、これらの資料は、諸外国の中央銀行制度を個々に平面的に紹介するという趣旨のものではなく、いずれも終戦後におけるわが国中央銀行制度の改革論議に関連して、外国中央銀行の制度や運営状況等を調査し、参考とする観点から取りまとめられたものである。これらは終戦直後において世界的潮流ともみられていた中央銀行の国有化や中央銀行機構・運営の民主化問題について調査したもの、あるいは日本銀行法改正審議と併行して中央銀行制度上の諸問題を国際的に比較検討するため調査したものである。その点で「日本銀行」関係資料と内容上密接な関連をもつものであり、わが国の中央銀行制度ないしその改正問題を考察するに当って、極めて参考価値が高い資料と思われるので収録した次第である。また、右の資料の中には、その内容が本昭和統編の対象期間(終戦時から昭和三十年末まで)を超えてそれ以降に及ぶものが含まれている。日本銀行法の改正は終戦直後からの懸案であり、昭和二十年代にたびたび検討が行われてきたが、中でも金融制度調査会が昭和三十二年から三十五年にかけて行った審議は、全面的本格的なものであり、終戦後の論議に一応終止符を打った性格のものであったので、事柄の連関上併せて収録することとした。

本巻と次巻に収録する資料は、おおむね昭和二十年代から昭和三十年

代に作成されたものである。従って、金融制度の現状を記述した資料については、現在の姿を必ずしも十分正確に伝えるものでないことはいうまでもない。しかし、終戦後のわが国金融制度は、占領下の連合軍総司令部の指令やわが国金融関係当局の発意によって大きな改革が進められ、昭和二十年代に現在の制度体系がほぼ形成されたと見ることができ。従って、ここに収録する資料は、その後の変遷等について若干補正すべき点があるとしても、それは単に過去の記録としての意味をもつにとどまるものではなく、制度改革の経緯等を通じて現行制度の理解を深め、あるいは今後における制度改正の方向を検討する上でも意義ある資料と思われる。

なお、本巻収録資料のほとんどが、内部限りの未公開資料であるが、一部についてはその改訂版と目されるものが市販されている（わが国の金融制度）。未公開資料の収録を原則としながらも、あえて収録した理由は、同書が終戦後のわが国金融制度を研究する場合に欠くことのできない参考価値の高い資料であると考えたからである。

個別資料の解説

I 金融制度一般

個別資料の解説に入るに先だって、終戦後のわが国金融機関を中心とする制度の変遷を概観しておくこととする。

終戦後におけるわが国の金融制度は大きな変革を遂げた。その契機

は、連合軍総司令部が占領政策の基本方針に則り、経済上の非軍事化・民主化を推進する一環として、金融制度に関し各種の指令や勧告を発したことにあることはいうまでもない。まず、戦時中に設立された特別戦時金融機関（戦時金融金庫、資金統合銀行等）や外地銀行（朝鮮銀行、台湾銀行等）などの閉鎖・廃止、あるいは戦時資金統制（軍需融資指定金融機関制度等）の撤廃が行われた。これらは敗戦に伴う事後処理として当然の措置であった。また経済面では、財閥解体に始まり、独占禁止、経済力集中排除と続く一連の措置や農地解放等の経済民主化政策が推進され、それらとの関連から金融制度の再検討が早晚指令されるであろうことは十分予想された。

一方、わが国政府においても、敗戦を契機とするわが国金融制度の見直しを進める動きが早くから開始された。日本銀行制度改正準備委員会（昭和二十年十月発足）に始まり、第一次金融制度調査会（昭和二十年十二月設置）、第二次金融制度調査会（昭和二十一年十二月設置）で相次いで金融制度の全面的再検討を行い、それらの答申を基に大蔵省は独自に金融制度改革試案を作成し、昭和二十二年十二月金融業法案要綱を取りまとめた。同要綱は、通貨信用委員会をはじめ、銀行、信託、無尽、信用協同組合、貸金業に至るまで、日本銀行、大蔵省預金部、保険業を除く一切の金融業関係法を集成しようとするものであった。

このように金融制度改革の検討が活発に行われ、その一部は実現をみたものもあった。しかし、終戦直後から顕在化したインフレーションという悪条件の下では、金融制度の抜本的改革は恐らく困難であったであ

ろう。むしろ直面するインフレーション対策、敗戦に伴う戦時補償の処置等に重点が置かれたのは自然の成り行きであった。こうして金融緊急措置の実施、戦時補償打切りと金融機関の再建整備が行われたが、一歩進めて新しい金融制度を再構築するまでには至らず、制度面では、インフレーション下の経済復興資金の供給機関として、昭和二十二年一月復興金融金庫が新設され、あるいは独占禁止法との関係で市中銀行の金利協定が廃止され、代って昭和二十二年十二月「臨時金利調整法」が施行されるなどにとどまった。

連合軍総司令部は、前記のように経済民主化政策を強力に推進したが、金融制度の改革に対しては慎重であったようにうかがわれる。財閥解体が進められたが、財閥系銀行等金融機関の解体は行われず、経済力集中排除においても銀行はその適用を免れた。そして昭和二十三年八月に至り、わが国金融機構の全面的改編に関する覚え書が日本側に提示された。この覚え書に盛られた指針は、わが国金融制度改革の方向を初めて包括的に明示したものであった。その主旨は、①金融機関諸法令における戦時規定その他の欠点を除去すること、②健全な通貨・為替制度を確立すること、③自由競争の基礎に立脚する金融機関の制度・運営を確立すること、を目標として包括的な立法措置を講じさせることにあった。具体的には米国の金融制度に範をとり、①全金融機関を規制・監督するとともに、通貨信用政策の策定と実施に責任をもつ大蔵省から独立した機関（バンキング・ボード）を設置すること、②日本銀行は民間金融機関を株主とし、理事会は出資銀行および政府が金融界その他各界から民

主的に選任するものを構成員とするよう改組すること、③民主的な日本経済の発展に寄与し得る民間金融機関の制度を確立すること等を勧告したものである。

しかしながら、昭和二十三年初頭頃から、米国の対日占領政策の基本線が、米ソの対立激化を映じて、非軍事化・民主化から経済自立の促進へと変化してきており、同年央日本政府に対する経済安定十原則の示唆、同年暮経済安定九原則の発表、翌二十四年三月のドッジ声明へと発展し、インフレ収束と経済再建に向けて抜本的政策が実施されることとなった。従って、この経済再建計画の大きな流れの中で、金融制度の全面的改編問題は、経済の安定達成後に着手し、しかもそのイニシアティブは日本側に委ねるというように米国の方針が変更されていた。

このようにして、連合軍総司令部の金融制度全面改編指示は後退を余儀なくされたのであるが、ただバンキング・ボードについては、ドッジ氏の仲介により、当初の構想から大きく変化したものの、昭和二十四年六月日本銀行法の改正によって、日本銀行の政策決定機関として、各界代表から成る政策委員会が日本銀行に設置されるという形で結実をみた。

右のような金融制度改革をめぐる総司令部の指示や日本側の検討は、直接制度改編に結びつくものが比較的少なかったが、ドッジ計画実施以後に推進された制度改編において、その基礎をなしたことは否定できない。

次に終戦後における具体的な金融制度改編の特色とその推移を概観する。

1 銀行制度における短期金融と長期金融の役割分担体制の確立

普通銀行……商業銀行あるいは普通銀行と呼ばれる銀行は、昭和三年一月施行の「銀行法」に基づく銀行である。なお、私立銀行ないし銀行類似会社の発生は明治初期にさかのぼるが、明治二十六年施行の「銀行条例」により初めて法的根拠を与えられた。最近の金融制度調査会の答申（昭和五十四年六月）に基づき、先般新銀行法案が国会に上程され成立をみたが、その適用対象金融機関は現行法と同様である。普通銀行は、わが国の金融制度上商業金融の中心的存在であり、原則として短期金融を分担している。もっとも、わが国では伝統的に長期金融もある程度兼営してきており、この点で理念や制度としての長短金融の完全分離は、わが国で実現したことはない。

普通銀行は通常都市銀行（大都市に主たる営業基盤を置き、全国に多数の支店網をもつ大銀行）と地方銀行（主として地方都市に本店があり、所在する都道府県を主たる営業基盤とする銀行）に分類される。現行銀行法は昭和二年の金融恐慌後に施行され、法定最低資本金額が引上げられたことも加わって、明治三十年代から進められてきた銀行（明治三十四年末銀行数は一、八六七行でピーク）の整理・合併が促進されることとなり（昭和二年末一、二八三行が、法定資本金の猶予期間終了時たる昭和七年末には五三八行に減少）、さらに昭和十一年一県一行主義が打出されて地方銀行の大同小異が推進された結果、終戦時の普通銀行は六一

行（都市銀行八、地方銀行五三）にまで圧縮されていた。銀行の歴史は合同の歴史ともいえるが、こうして約半世紀にわたる銀行の合同は、終戦時にはほぼ完結していた。

終戦後は銀行合同政策が打切られ、一県一行主義が多少修正されて地方銀行の新設が若干認められた（昭和二十五年から二十九年にかけて一二行新設）事例はあるが、その他は普通銀行以外の金融機関からの転換、任意の合併・分離および地方銀行から都市銀行への昇格等による異動にとどまり、昭和五十五年末現在の普通銀行は七五行（都市銀行二二、地方銀行六三）となっている。

次に、普通銀行における貯蓄預金の取扱いは、昭和十八年五月「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」が施行されるまでは認められず、貯蓄銀行だけが取扱える分野であった。貯蓄銀行は、大正十一年一月施行された「貯蓄銀行法」に基づき、貯蓄預金業務（十円未満の普通貯金、据置貯金、定期積金等をいう）を専業とするもので、零細貯金の安全性を確保するため、資金運用面で制約を課されることとなった。貯蓄銀行の設立は明治十三年にさかのぼり、同二十六年施行の「貯蓄銀行条例」によって初めて法的根拠を与えられたものであり、普通銀行と同様に貯蓄銀行も経済恐慌のたびごとに動揺をきたし、整理・合併が進められてきたが、同法により資金運用を制約するように改正されたことなどから、普通銀行に転換または合同するものが続出（大正十年末六三六行が、大正末年には一二四行に減少）、さらに太平洋戦争中国民貯蓄の増強を図るため、普通銀行に貯蓄銀行業務の兼営を認

めたことから、貯蓄銀行の普通銀行への合併等が進み、終戦時貯蓄銀行は四行を残すのみであった。終戦後日本貯蓄銀行が普通銀行に転換して協和銀行となったのを皮切りに、残る三行も普通銀行に転換ないし合併されて、昭和二十四年三月には貯蓄銀行はすべて消滅した。

長期信用銀行……短期金融を中心業務とする普通銀行に対し、終戦時に存在した長期金融機関としては、日本興業銀行(明治三十五年開業)、日本勧業銀行(明治三十年開業)、北海道拓殖銀行(明治三十三年開業)の三行があった。これらの銀行は、いずれも個々の特別法に基づいて設立された特殊銀行で、債券発行による資金調達に認められ、政府の特別の保護と監督の下に、長期産業金融の専門機関として重要な役割を果たしてきた。しかし、終戦後のインフレーション下、債券発行による資金調達は困難でその活動は後退を余儀なくされた。さらに、昭和二十三年六月連合軍総司令部は、特殊銀行廃止の方針を打出し、これら特殊銀行に対し普通銀行に転換するか、あるいは預金受入れに関し厳しい制約を受ける債券発行会社に改組するか、いずれかの道を選ぶよう指示した。これに基づき、日本勧業銀行と北海道拓殖銀行は普通銀行に転換し、日本興業銀行は債券発行金融機関の道を選んだ。そして昭和二十五年三月に至り、「日本勧業銀行法等を廃止する法律」が制定され、特殊銀行制度が廃止されたため、日本興業銀行も一時普通銀行となった。同時に、「銀行等の債券発行等に関する法律」が制定され、日本興業銀行を含む普通銀行全部が債券を発行し得る道を拓いたが、これは短期金融と長期金融に關し異例臨機の法制であった。もっとも、この法律に基づいて債券発行

を行ったのは、前記の旧特殊銀行三行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、東京銀行(発行は一回だけ)に限られた。このようなやや変則的過程を経た後、昭和二十七年六月「長期信用銀行法」が制定され、債券発行により設備資金・長期運転資金を供給する純民間の長期金融専門銀行制度が誕生した。日本興業銀行は、昭和二十七年十二月同法による長期信用銀行に転換したが、このほか日本長期信用銀行(同年同月設立)と日本不動産銀行(昭和三十三年四月設立、後に日本債券信用銀行と改称)が同法に基づいて設立され、長期信用銀行は三行となって現在に至っている。

信託銀行……わが国における信託業は日本興業銀行の設立とともに始まり、明治三十八年「担保付社債信託法」制定以後信託会社が相次いで設立されたが、その業務範囲は一定せず、実質的に金融業を営むものが多かった。近代的な信託制度は、大正十一年四月「信託法」および「信託業法」の制定を契機として本格的に発達し、信託業法に基づく信託会社は、昭和初期には金銭信託を中心に一種の長期金融機関としてかなり重要な地位を占めるに至ったが、戦時中の資金統制の強化につれて整理統合が進められ、さらに昭和十八年五月「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」の施行により、銀行に吸収されてその信託部門となるもの(兼営信託、一一行)もあり、終戦時まで信託会社として存続したもの(專業信託)は七社(うち一社は投資信託会社)に過ぎなかった。

終戦後はインフレーションの進行により、長期貯蓄である金銭信託は減少を続け、経営は不振を極めた。このような事態に対し、信託会社六

社は、連合軍総司令部の提案によって、銀行法に基づく銀行に転換の上、信託業務を兼営する形で存続することとなり、名称を信託銀行と改め、昭和二十三年七月～八月から新業務を開始した（残る一社―投資信託会社―はその後信託銀行に合併）。発足後の信託銀行は、まず銀行部門が預金吸収を中心に漸次軌道に乗り、また信託部門も通貨価値が安定するにつれて金銭信託を中心に徐々に活動を再開、さらに昭和二十七年六月から「貸付信託法」に基づき新たに貸付信託を実施したが、これにより長期貯蓄資金吸収力が格段に強化され、その資金は基幹産業等に対する長期融資に運用されることとなって、信託銀行（信託部門）は再び長期金融機関としての役割を果たすこととなった。

一方、終戦前後に信託会社を吸収した銀行の信託部門（兼営信託）については、昭和二十九年十二月以降金融分野調整の見地から、銀行・信託両部門を分離する行政方針がとられ、この結果昭和三十四年から三十七年にかけて、兼営都市銀行どうし、あるいは信託銀行と兼営都市銀行がそれぞれ信託部門を分離し、その合同によって新たに信託銀行二行が設立され、信託銀行は現在の七行となった。また、信託兼営地方銀行（七行）は、昭和三十一年から四十一年までの間に信託部門を閉鎖した。従って、信託兼営都市銀行は一行（大和銀行）のみとなり現在に至っている。

外国為替専門銀行……明治以来、貿易金融・外国為替の専門銀行として独占的地位を占めてきた横浜正金銀行（明治十三年開業、明治二十年横浜正金銀行条例により特殊銀行となる）は、終戦後貿易および外貨が

連合軍総司令部の管理下に置かれたため専門銀行としての活動分野を失い、加えて膨大な在外資産の帰趨も不明とあって、経営は危機に直面した。そこで、金融機関再建整備による新勘定を承継して普通銀行として東京銀行を設立（昭和二十二年一月開業）、一方旧勘定を保有する横浜正金銀行は閉鎖機関に指定され解体の道をたどることとなった。昭和二十四年十二月民間輸出貿易再開、翌二十五年一月民間輸入貿易再開に伴い、貿易・為替分野へ進出の機会が訪れたので、昭和二十四年十二月制定の「外国為替及び外国貿易管理法」に基づき、東京銀行は他の都市銀行等とともに大蔵大臣の認可を受け、外国為替業務を営み得る外国為替公認銀行となった。さらに、昭和二十九年四月「外国為替銀行法」が制定され、東京銀行は同法に基づく外国為替専門銀行として同年八月新発足した。外国為替専門銀行は東京銀行一行のみであり、かつての特殊銀行としての横浜正金銀行を連想させるが、東京銀行は純然たる民間金融機関であり、その行う貿易為替金融は、一般の外国為替公認銀行と質的に差があるわけではない。ただ外国為替専門銀行は、その業務が貿易為替金融が中心であることに特徴があり、海外店舗の設置や政府の外貨預託などの点で優遇されている反面、国内店舗の設置は貿易為替業務上重要な都市にとどめられ、また貿易・為替にまったく関連のない貸出は行うことができない。このような預金吸収上の制約にかんがみ、昭和三十七年四月の法律改正により、円資金調達の補完的手段として債券発行が認められることとなった。なお、外国為替公認銀行は、その後都市銀行のほか、長期信用銀行、地方銀行、相互銀行、商工組合中央金庫、農林中央

金庫などにも認可され（先般の法律改正により信用金庫も認可対象となった）、昭和五十五年末現在一二三行（庫）があり、このほか在日外国銀行六四行が外国為替公認銀行となっている。

右のように、終戦後銀行制度は大きな改編が行われ、とくに明治以来の特殊銀行が廃止されて、終戦前にみられた銀行の業務分野分担制度が消滅し、一時すべての銀行が普通銀行となった。しかしその後、長期信用銀行法が制定され、短期金融を中心とする普通銀行と長期金融専門銀行の間に、長短金融の業務区分体制が再構築された。この間、信託会社は銀行業務と信託業務を兼営する信託銀行に変質しつつも、金融的機能面では長期金融に重点が置かれた金融機関として新しい発展を遂げてきた。また、外国為替専門銀行も創設された。こうして、終戦前に存在した銀行の業務分野分担制度を多分に承継しつつ、昭和二十年代に新たな銀行体系が整備されて現在に至っている。

2 中小企業金融・組合金融制度の整備

終戦後、民間の中小企業金融機関で改編されて新発足したもののには、相互銀行、信用金庫、信用協同組合があり、また農業組合系統金融機関では農業協同組合がある。なお、終戦後の労働組合運動を映じて、労働金庫が新設されている。

相互銀行……わが国の庶民の間に古くからあった無尽（頼母子講）は、明治三十四年初めて営業無尽が設立され、以後その発達をみたが、大正

四年十一月「無尽業法」が施行され、さらに昭和六年四月の同法改正法に基づき、株式会社組織の無尽会社となり、独特の庶民金融の役割を果たしてきた。

終戦後無尽会社の近代化を図るため、昭和二十六年六月「相互銀行法」が制定され、無尽会社は相互銀行に転換した。無尽の流れを汲む掛金・給付金業務が、相互銀行に固有の業務であるほか、普通銀行とほぼ同様の業務を営み得ることとなったが、銀行業務の拡大に伴い掛金・給付金業務の比重が急減し、普通銀行との同質性が極めて強くなっている。

信用金庫・信用協同組合……資本主義の発達に伴い協同組合的な相互扶助体制は早くからみられたが、明治三十三年三月「産業組合法」が制定され、信用、販売、購買、利用の四組合設立の法的根拠が確立された。産業組合法に基づく信用組合は、主として農村において普及発展したもので、大正六年七月同法の改正により、都市における信用組合の発達を図るため、市街地信用組合制度が創設された。市街地信用組合は、それまでの信用組合と異なり、信用事業以外の兼営は認められなかったが、手形の割引と組合員以外の貯金の取扱いを認められ、都市部の中小企業金融機関として発展してきた。昭和十八年三月独立の「市街地信用組合法」が制定され、同組合の性格は一層明確となった。

終戦後になると、昭和二十四年六月「中小企業等協同組合法」が制定され、市街地信用組合の全部と産業組合法により信用事業を行う産業組合の大部分は、同法による信用協同組合に改組した。その後昭和二十六年六月「信用金庫法」の制定により、信用協同組合のうち、一般金融機関

としての性格が強いものは信用金庫に転換した。

商工組合中央金庫……産業組合は主として農村に普及・発達したことは前述のとおりであるが、一方都市部の産業組合は信用事業を専業とする市街地信用組合に特化してゆき、事業・信用業務等総合的機能をもった中小商工業者のための協同組合の整備は比較的遅れていた。昭和六年四月「工業組合法」、同七年九月「商業組合法」、同六年三月「輸出組合法（改正）」がそれぞれ制定され、ここに都市中小商工業者の組合組織による信用事業実施の道が拓かれた。そしてそれら商工業組合の親金融機関として、昭和十一年十一月商工組合中央金庫が設立された。同金庫は所属組合の出資と政府出資とによる半官半民の特殊法人であり、建前は相互金融組織でありながら、政府の資金的援助と特別強力な監督を受けている。その所属組合は時代とともに変遷しているが、終戦後は組合組織法の改変に伴い、中小企業等協同組合をはじめ多くの種類の組合が所属している。

農業協同組合……戦時中（昭和十八年）「農業団体法」が制定され、農業会が組織された。農業会は、産業組合と農会（明治三十三年制定の農会法に基づく農業の改良・発達を目的とする組織）を合体して生まれたものであるが、農業組合本来の役割よりも、農業統制の末端機関としての役割を果たすようになり、戦時統制色が濃厚であった。

終戦後連合軍総司令部は、農業会の解体と民主的な農業協同組合の設立を指示したので、昭和二十二年十一月「農業協同組合法」が制定され、農業会は農業協同組合に転換した。農業協同組合は、信用事業をはじめ

販売・購買等各種の事業を行い得るものとされているが、市町村段階の農業協同組合の信用部門については、都道府県段階の信用農業協同組合連合会ならびに全国組織の農林中央金庫（大正十二年十二月産業組合中央金庫として設立、昭和十八年九月農林中央金庫と改称）の三段階制により組合系統金融機関を構成している。

労働金庫……終戦後労働組合運動の急速な発展に伴い、労働者の生活向上を図るため必要な金融事業を行う協同組合組織の金融機関として、昭和二十五年岡山県に初めて労働金庫（岡山県勤労者信用組合）が設立されて以来、各地で設立の動きが活発になった。労働金庫は当初中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合として設立されたが、昭和二十八年八月「労働金庫法」が制定され、同法による労働金庫に組織を変更した。昭和三十年七月滋賀県での設立により、各都道府県に一金庫の現体制が成立した。

3 政府関係金融機関の整備充実

終戦後の過渡期における政府金融機関ないし制度としては、復興金融金庫と米国対日援助見返資金特別会計の新設が挙げられる。もっとも両者は過渡的役割を終えて昭和二十年代に消滅している。一方、恒久的政府金融機関については次のとおりである。すなわち、終戦後大蔵省預金部が資金運用部に改組され、資金運用方法も大幅に改正されて、その後の財政投融资計画において中心的役割を果たす制度的基盤が確立された。

その後は旧特殊銀行に代え財政投融资資金に依存する各種政府金融機関

が設立されていた。これら政府金融機関の主要なものは、昭和二十年代に設立され、民間金融機関の融資に乗りがたい設備資金等を質的に補完し、あるいは資金蓄積不足であった民間金融機関の融資を量的に補完した。

復興金融庫……敗戦により壊滅状態にあった経済の復興を促進するため必要な資金を供給する目的をもって、全額政府出資により昭和二十二年一月設立された。当初傾斜生産方式に沿った基幹産業（石炭・鉄鋼・電力・肥料）融資に重点を置いたが、次第に融資範囲を広げ、産業資金供給面で大きな役割を果たした。一方、資金調達面では復興金融債券を発行し、その大部分を日本銀行引受に依存したため、インフレーション進展の一要因となり、いわゆる復金インフレを招来した。こうしたことからドッジ計画の実施に伴い、昭和二十四年四月以降新規融資は停止されて管理回収業務が中心となり、昭和二十七年一月債権債務を日本開発銀行へ承継して解散した。

米国対日援助見返資金特別会計……ドッジ計画に基づく経済安定計画の一環として、米国援助物資の払い下げ代金を原資とし、経済の安定と再建に資する目的をもって、昭和二十四年四月設置された。その資金は国債償還や公・私企業に対する投融資等に充当されていたが、昭和二十六年七月米国援助が打切られたのに伴い新規原資の流入がなくなったので、昭和二十八年七月同会計を廃止、その債権債務は新設の産業投資特別会計に吸収された。

資金運用部……郵便貯金（明治八年開始）等の預託金を主要原資とし、

国債等へ運用する政府内部の金融機構である大蔵省預金部（その実体は明治十七年郵便貯金が預入されることとなった時に形成された）は、昭和二十六年四月「資金運用部資金法」の施行により、資金運用部に改組された。同法により資金運用部は、①国・地方公共団体に対する貸付もしくは国債・地方債、②政府関係機関（後述する政府金融機関はこれに該当する）および公団等特別法人に対する貸付もしくはそれらの発行する債券、③一定限度内の金融債等に限定・明示され、昭和二十八年度から始まった「財政投融資」計画において、資金供給の中心的役割を演ずることとなった。

次に、終戦後設立された恒久的政府金融機関は二銀行、九金融公庫を数え、いずれも個々の特別法に基づく全額政府出資の公法人である。以下に順を追って素描する。

日本開発銀行……経済の再建、産業の開発を促進するため、電力・海運・石炭・鉄鋼等基幹産業向け長期資金の供給機関として、昭和二十六年四月設立された。同行は、復興金融庫および米国対日援助見返資金による私企業向け投融資債権を承継（ただし、中小企業向け投融資債権は中小企業金融公庫が承継）した。しかし最近では、経済成長に伴う政策課題の変化から、都市・地方開発、公害防止、エネルギー転換関係等へと融資範囲が多様化している。

日本輸出入銀行……当初船舶、設備等いわゆるプラント輸出のための延払い輸出金融や直接借款業務のみを行う日本輸出銀行として、昭和二十五年十二月設立されたが、二十七年四月から重要物資等の輸入金融業

務も取扱うこととなり、名称を日本輸出入銀行と改めた。同行の融資は、原則として市中銀行との協調融資で行われる。

中小企業関係政府金融機関……中小企業の設備資金、長期運転資金で、一般の金融機関では融通が困難なものを融資する目的をもって、昭和二十八年八月中小企業金融公庫が設立された。また、これより早い昭和二十四年五月には、終戦前からあった庶民金庫と恩給金庫の業務を承継して国民金融公庫が設立されている。同公庫は、銀行その他一般金融機関から資金の融通を受けることが困難な国民大衆に必要な資金を供給することを目的としており、零細企業向け小口融資が中心業務となっている。なお、前記商工組合中央金庫は、政府および所属組合が出資する特殊法人であり、全額政府出資の中小企業金融公庫、国民金融公庫とやや性格が異なるが、この三者を政府系中小金融機関と称することがある。

農林漁業金融公庫……農林漁業者に対し、土地改良、森林伐採調整、漁船改造等生産力の維持増進に必要な長期低利資金で、農林中央金庫その他一般金融機関では困難な融資を行う目的をもって、昭和二十八年四月設立された。終戦後、この種の資金は、当初復興金融金庫を通じて、その機能停止後は米国対日援助見返資金特別会計から、さらに農林漁業資金融通特別会計設置後は同会計により融資が行われるという経緯をたどった後、本公庫が設立されたが、これら機関の農林漁業向け債権は本公庫が承継した。

その他の政府金融機関……住宅金融公庫は、終戦後の住宅建設を促進

するため、長期低利の住宅建設資金を融資する目的をもって、昭和二十五年六月設立された。なお、昭和三十年以降には、地方公共団体が実施する水道・交通等の公営事業に対し融資する公営企業金融公庫（昭和三十三年六月設立）、地域産業開発資金等を融資する北海道東北開発公庫（昭和三十一年六月設立、当初は北海道開発公庫として発足）、沖縄振興開発金融公庫（昭和四十七年五月設立、地域産業開発のほか、中小企業・農林漁業等大部分の政府金融機関業務も取扱う）、また特定業界向け融資機関として、医療金融公庫（昭和三十五年七月設立）、環境衛生金融公庫（昭和四十二年九月設立）がある。

このように、終戦後政府関係金融機関の整備充実が図られ、経済の復興・再建に大きな役割を演じたことは否定できない。しかしそれは同時に、金融分野における政府のウェイトの高まりを意味するものであり、経済情勢の変化に伴い民間金融補充の要否を検討していかないと官業の肥大化、ひいては民業との競争を生ずることになる。また、安易に政府資金に依存する風潮を生じ、それが政府の金融統制を強めることになりかねない点も注意する必要がある。

4 証券市場の整備（付）短資市場

証券取引所は終戦直前（昭和二十年八月十日）から取引を停止していたが、終戦後連合軍総司令部の許可が得られず、後記の改正証券取引法に基づき証券業者の会員組織による民主的機構に改編の上、昭和二十四年

五月漸く再開されるに至った。まず、東京・大阪・名古屋の三取引所が立会いを再開、その後同年七月に新潟・神戸・京都・広島・福岡の取引所が、翌二十五年四月に札幌取引所がそれぞれ立会いを再開し、全国で九取引所が設立された（現在は神戸を除く八取引所となっている）。

一方、連合軍総司令部の指示により、米国の証券制度を範とした「改正証券取引法」が、昭和二十三年四月制定された。同法は有価証券の取引、取引所、証券業者など証券業全般にわたって規定しており、これにより証券市場は発行・流通市場とも面目を一新することとなった。同法はその後多少の改正が加えられているが、その根本的理念は証券行政の基本として現在に至っている。本法によると、証券会社（証券業者はすべて会社組織）は、有価証券の売買（自己売買と委託売買）、引受け、売出し、募集または売出しの取扱いなどの証券業務を営むとされ、有価証券の流通・発行両市場にわたり中心的役割を認められた。一方、銀行などの金融機関は、国債・地方債・政府保証債以外の有価証券について以上のような証券業務を営むことは、証券取引法第六五条により禁止されており、いわゆる銀行業務と証券業務の分離が図られている。ちなみに、終戦前においては、銀行・信託会社が事業会社の発行する社債（事業債）もほとんど独占的に引受けていた。

次に、証券取引所の再開に当り、連合軍総司令部から提示されたいわゆる「売買仕法の三原則」に基づき、取引所における取引は、清算取引が禁止されて実物取引に限られることとなり、また、証券会社は上場証券の店頭売買が原則的に禁止されることとなった。終戦前の売買仕法は、

投機的色彩の強い差金決済（清算取引）が取引所取引の中心であり、実物取引は副次的にすぎず、しかもその大部分が証券業者の店頭で仕切り売買として行われていた。このようにして、再開後の取引所における売買取引は、現物決済（売買契約日から起算して四日目に現物の引渡しを行って決済する）による実物取引が行われることとなったのであるが、この新しい売買仕法に対する不慣れと、かつての清算取引への執着があり、また当時（昭和二十四年下期）の株式市場の不振を打開するために、投機的仮需要を導入して株式需給の円滑化と公正な価格形成を期する必要性が検討され、米国のレギュラー・ウェイ制度に倣いここに信用取引制度が実現することとなった。信用取引は、顧客が株式の売買に当り、所定率の保証金ないし株券を証券会社に納めれば、残額については証券会社が顧客に信用を供与し、一定期間（当初三月、四十二年八月六か月に改正）内に反対売買を行うことによって実質的に差金決済が可能となる取引である。これを手続面からみれば、証券会社と顧客の間は、信用供与により売買の決済が繰延べられ、顧客の反対売買によって決済が行われ、与信が返済されることになるが、一方当該株式の証券会社間の売買は、取引所を通じて普通取引の原則通り現物決済される。従って、信用取引は、実物取引の原則を維持しつつ、清算取引の要素を導入した制度といえる。

証券金融会社は、右の信用取引に伴い取引所での決済に必要な金銭もしくは株式を、会員証券業者に貸付けることを主要業務とする。昭和二十四年末から翌年五月にかけて全国九か所の証券取引所所在地に証券金

融會社が設立された。当初は、取引所会員証券会社の斡旋を通じ顧客に対し直接融資・貸株を行ういわゆるローン取引であったが、昭和二十六年六月現行の信用取引が開始され、会員証券業者に対し融資・貸株を行う(貸借取引貸付)こととなった。なお、証券金融会社は、当初「貸金業等の取締に関する法律」に基づく貸金業者として発足したが、昭和三十年八月、証券取引法の中に「証券金融会社」の章が追加制定され、その規制を受けることとなった。これとともに全国の九証券金融会社は、日本証券金融株式会社(東京)、大阪証券金融株式会社(大阪)、中部証券金融株式会社(名古屋)の三社に統合され、その他の各地証券金融会社はその支店となった。

なお、昭和二十六年六月「証券投資信託法」が制定され、戦時中に発足した株式投資信託が装いを新たにして復活することとなり、株式投資の大衆化と資本の蓄積に寄与することとなった。

右のように証券市場関係制度が整備されたが、証券市場の実体面いかんとなると、発行市場については、ドッジ計画によるインフレーション収束を経た朝鮮動乱勃発後において、企業活動の活発化に伴い増資や起債が漸増したが、直接金融の発展というにはほど遠い状況であったし、また流通市場については、株式取引は別として、債券に関しては終戦後の十年間実質的に流通市場が存在しないのに等しかった。すなわち、企業経営健全化のために、資産再評価の徹底と自己資本の充実が重要課題であったにもかかわらず、収益確保と税制上の有利さも絡んで、企業は

増資により自己資本の充実を図るよりも借入金に依存する傾向が強く、この結果オーバー・ボローイングが進行し、もともと間接金融優位のが国金融構造は、終戦後むしろ助長されていった。次に、事業債の発行はたしかに増加したが、基本的に資金需要超過であったので、起債調整機構としての起債懇談会等の統制下におかれており、起債は電力ならびに一部大企業等に限定され、優先企業に対する資金割当的性格のものであったし、その消化は金融機関とくに銀行に依存するところ大であった。従って、事業債は直接金融手段としての社債本来の機能を十分發揮せず、むしろ銀行貸出の補完という形で間接金融の補強手段として機能していた。また、債券発行の中で規模が最も大きかったのは金融債であるが、これは性格上間接金融の変形にすぎず、その消化も、個人中心の割引債を除くと、資金運用部と普通銀行に大きく依存していた。こうした状況から、日本銀行においては、昭和二十四年六月以降適格担保社債制度により社債担保金融優遇措置をとるなど起債市場の育成を図ってきたが、債券の流通市場は実質的に存在せず、形式的にせよ債券が証券取引所に上場されたのは昭和三十一年四月以降であった。

(付) 短資市場

わが国のコール取引は、英国の短期金融市場に倣い、明治三十四・五十年頃に始まるといわれ、明治四十年代にかけて、コール・マネーまたは借入金を主たる営業資金として手形割引・貸出(コール・ローン)に放出

するビル・ブローカー（銀行）が設立されていたが、わが国では手形割引市場はあまり発達せず、むしろコール市場が発達することとなった。昭和三年施行の「銀行法」はコール資金仲介の兼業を認めなかったため、ビル・ブローカー銀行はビル・ブローカー会社に転換し、これらの中には証券業務を兼営するものが少なくなかった。太平洋戦争中、ビル・ブローカーという名称に代って短資という文言が使用されることとなった。

終戦後になると、証券取引法は証券業における他業兼営を禁止したので、コール專業の短資会社は三社程度に減少した（なお、昭和三十年代に二社新設、一社昇格）。短資会社は、昭和二十四年六月施行の「貸金業等の取締に関する法律」の規制を受けたが、昭和二十九年六月同法に代って「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」制定に伴い以後その規制を受け、大蔵大臣の監督下にある。コール資金の取り手としては、終戦後における恒常的なオーバー・ローンを映じて都市銀行が最大であり、このほか証券金融会社が加わっており、一方出し手としては昭和二十年代では地方銀行が中心となり、そのほか相互銀行、信用金庫、農林中央金庫等が漸次余資を擁するようになって出し手の地位を固めつつあった。戦前においては大銀行が常時出し手として主導的役割を果たしていたのに比し全く対照的である。このような状況から、終戦後のコール市場は、短期の支払準備市場としての本来の性格よりも、むしろ都市銀行にとって恒常的不足資金ないし安定資金調達場としての性格を強め、期間も翌日物より無条件のもの、さらには期日ものへと長期化

し、コール・レートも日本銀行高率適用金利を下限として変動するといった高金利になるなど、変則的な推移をたどった。

(1) 「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月—二十七年）」

調査局 昭和42・7

本資料は、終戦時から講和条約が発効した昭和二十七年頃までの間におけるわが国金融制度再編成の跡をたどり、これを系統的に取りまとめたもので、活版印刷四〇〇ページ余の冊子である。

本書の作成時期は昭和四十二年七月となっているが、当時金融制度調査会は、情勢の変化に即応し、金融効率化の見地から金融制度全般について再検討を進めていた。このような状況下で作成された本書は、「今後の金融制度のあり方を考察するにあたっては、現在の金融制度の生成過程をもう一度たどってみることが必要」とのねらいをもって取りまとめたとされている。

本書の対象期間が、対日講和条約発効の昭和二十七年頃までとなっていることから明らかなように、この間のわが国は連合軍の占領下であり、金融制度の改編についても、占領当局、具体的には米国の考え方や制度の影響を受けたことは否定できない。しかし、連合軍の指令が日本政府等によって検討され、わが国の実情に沿うよう修正されつつ実施に移されたことも事実である。こうして、終戦後のわが国金融制度の改編は、新しい要素を導入した部分と、従来の制度を承継した部分との混合の上に形成されていたといえよう。本書はこのような連合軍総司令部

の指令や考え方と、わが国の反応や考え方を、多くの原資料に拠りながら丹念に跡づけつつ、わが国金融制度の再編成の過程を解明した優れた文献である。

本書の構成は次の五部から成っている。

第一部「占領政策と金融制度の再編成」では、連合軍の初期対日占領政策とそれに関連する金融制度の再編成として、金融機構における軍事色の払拭、金融機関の再建整備、特殊銀行制度の改変、系統金融機関の再編、証券民主化政策等について記し、第二部「インフレーションと金融制度の改変」では、金融緊急非常措置、通貨発行審議会の設置、復興金融庫の設立、貯蓄銀行・信託会社の消滅等について記している。第一部・第二部が対象とする期間においても、農業協同組合法や証券取引法の制定など恒久的な重要制度の改革が行われているが、重点は終戦に伴う旧制度の解体・廃止等の事後処置、ないしはインフレーション下の応急・暫定的な措置や制度の新設にとどまっている。

これに対し、第四部「ドッジ・ライン後の金融制度の改変」では、日本銀行政策委員会の設置、長期金融機関の整備と長期信用銀行の設立、貸付信託制度の創設、政府金融機関の設立、中小企業金融機関の再編成、証券市場の整備等、終戦後の金融制度構築の中心的部分が採り上げられている。もっとも、外国為替専門銀行の設立については、本書の対象期間以後に属するため触れられていない。

一方、金融制度の改編と絡み合って活発に行われた制度改革論議が、第三部と第五部で採り上げられている。第三部「終戦直後の金融制度改革

論議」では、終戦後の改革論議の皮切りとなった日本銀行制度改革準備委員会(昭和二十年十月大蔵大臣決裁により設置)に続き、第一次金融制度調査会(昭和二十年十二月大蔵省省議により設置)、第二次金融制度調査会(昭和二十一年十二月勅令により設置)では日本銀行制度を含む各種金融機関制度を網羅的に検討、これらの答申の趣旨に沿いつつ独自の立場からまとめられた大蔵省の金融業法案要綱、昭和二十三年八月連合軍総司令部から示された金融機構改革指針とその検討をめぐる各方面の見解、および同指針により修正を加えた大蔵省の新金融業法案要綱等について、資料的に取りまとめられている。これら一連の制度改革をめぐる答申、指針、法案要綱等の大部分は、そのまま直ちに実施に移されたものは少なかったが、以後の金融制度改革に対し、直接・間接に影響を及ぼすこととなった。

第五部「銀行法改正案の推移」では、米国の方針転換による情勢の変化から、政府においては単一かつ包括的な金融業法制定の構想を捨て、銀行法改正作業に取り組んでいったことを受けて、昭和二十四年末の国会提出を目指して作成した銀行法改正案(第一次)に始まり、約一年間に第五次まで改正案を作成したが、連合軍総司令部や金融界等との意見調整ができず、遂に実現をみることなく終わったこれら銀行法案とその推移を資料的に紹介している。

なお、第三部と第五部で採り上げられた各種の制度改革論議に対する日本銀行の見解の概略が、「戦後の金融制度再編成に関する日本銀行の意見」という表題のもとに別途取りまとめられているので、本書の末尾